

尚絅大学現代文化学部履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、尚絅大学学則（以下「学則」という。）第12条第6項の規定に基づき、尚絅大学現代文化学部文化コミュニケーション学科学生（以下「学生」という。）の履修に関し、必要な事項を定める。

第2章 授業科目の履修

(授業科目の履修)

第2条 学生は、教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

(授業科目及び履修方法)

第3条 教養教育科目の授業科目及びその履修方法は、別表第1による。ただし、「多文化コミュニケーション領域」における選択必修科目の履修については、中国語科目又は韓国語科目のいずれかを選択した上で、選択した言語に関するすべての科目を履修しなければならない。

- 2 専門教育科目の授業科目及びその履修方法は、別表第2による。
- 3 司書資格を取得するための授業科目及びその履修方法については、別に定める。
- 4 日本語教員養成講座に関する授業科目及びその履修方法については、別に定める。

(開講年次の履修)

第4条 学生は、授業科目の履修について、当該学生の年次又は下位の年次に開講された授業科目を選択して履修しなければならない。

(履修科目の登録)

第5条 授業科目を履修するには、所定の期間中に所定の手続きにより、履修の登録をしなければならない。

- 2 授業科目を再履修するときは、所定の期間中に所定の手続きにより、履修の登録をしなければならない。
- 3 履修の登録をしていない授業科目については、履修することができない。
- 4 正当な理由がなく、所定の期間中に履修の登録を行わない学生については、当該学期の授業の履修を認めない。

(履修科目の登録の上限)

第6条 1学年に履修科目として登録できる単位数は、45単位を超えることができない。

- 2 前項に定める単位数については、次に掲げる授業科目の単位数を含めない。
 - (1) 別表第1に掲げる授業科目のうち、日本語教育に関する科目
 - (2) 学則別表第6 司書に関する科目
- 3 次に掲げる学生については、第1項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。
 - (1) 別に定める基準により、学生が所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められ、教授会の議を経たとき
 - (2) 編入学又は転入学により入学した学生のうち、初年次の学生
- 4 前2項の場合、1学年に履修科目として登録できる単位数は60単位を超えることができない。

(履修の制限)

第7条 同一の時限に設定された授業科目については、2つ以上の科目を履修することはできない。

- 2 同一名称の授業科目については、同時に2つ以上履修登録をすることはできない。
- 3 すでに単位を修得した授業科目と同一の授業科目（読み替えによる単位の修得を含む。）については、履修登録をすることはできない。
- 4 その他、授業科目により、履修登録を行うことができる学生について、条件を付すことがある。

第3章 卒業及び進級

(卒業要件)

第8条 卒業に必要な最低修得単位数は、次による。

- (1) 教養教育科目については、40 単位以上を修得しなければならない。
- (2) 専門教育科目については、84 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 教養教育科目及び専門教育科目を合わせて 124 単位以上修得しなければならない。

2 前項第2号に定める専門教育科目の単位の修得については、次による。

- (1) 専門導入科目から8単位以上、及び共通実践科目から12単位以上を修得する。
 - (2) 専門領域科目の「文芸文化」、「情報メディア文化」、「日本・東アジア社会文化」及び「観光文化」のいずれかの領域から、主たる領域として1つの領域を選択する。
 - (3) 「文芸文化」、「情報メディア文化」及び「日本・東アジア社会文化」のいずれかの領域を主たる領域として選択した学生は、主たる領域の授業科目から20単位以上、及びそれ以外の領域の授業科目から10単位以上を修得する。この場合、主たる領域の授業科目から、選択必修科目を8単位以上修得しなければならない。
 - (4) 「観光文化」領域を主たる領域として選択した学生は、「観光文化」領域の7科目14単位に加え、実践外国語科目から6単位以上、及び「観光文化」以外の領域の授業科目から10単位以上を修得する。
- 3 英語、中国語及び韓国語については、前2項に定める教養教育科目及び専門教育科目の単位の修得のほか、いずれかの一言語について、別に定める語学検定等において、それぞれ規定する水準に達することを要する。

(自由科目及びその卒業要件単位への算入)

第9条 次により履修した授業科目については、学則第11条第3項に定める自由科目とし、卒業に必要な単位数として算入することができる。

- (1) 学則第12条の2の規定に基づき、他の学部の授業科目の履修により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、卒業に必要な教養教育科目の単位とすることができる。
 - (2) 学則第20条の規定に基づき、本学に入学する前に大学等（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な教養教育科目又は専門教育科目の単位とすることができる。
 - (3) 学則第23条の規定に基づき、交換留学その他指定された外国の大学における履修により修得した単位は、30単位を超えない範囲で、卒業に必要な教養教育科目又は専門教育科目の単位とすることができる。
- 2 前項第3号における単位の認定方法その他については、別に定める。

(卒業研究)

第10条 学生は、卒業年次において、あらかじめ届け出た題目について卒業研究を行い、卒業年次の後期にその研究成果を提出しなければならない。

2 卒業研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(進級及び卒業研究着手の要件)

第11条 学生の履修状況が、次の各号のいずれかに該当するときは、授業科目の履修を放棄したものとみなし、原則として進級を認めない。

- (1) 2年次までの修得単位数が60単位に満たないとき。
- (2) 3年次までの修得単位数が90単位に満たないとき。
- (3) その他、正当な理由がなく、授業への出席状況が著しく不良であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、該当の学生について、教授会の議を経て、進級を認めることができる。

3 卒業研究の履修にあたっては、4年次への進級の要件を満たした上で、卒業研究の着手に必要な別に定める授業科目を履修していなければならない。

(卒業要件外の単位)

第12条 学則第12条第4項に規定する司書に関する科目（別表第1に示す「教養教育科目」に含まれる授業科目を除く。）の単位数は、卒業に必要な単位数には算入しない。

第4章 授業

(授業)

第13条 授業は、次の3種類とする。

- (1) 通常授業
- (2) 集中授業
- (3) 臨時授業

第5章 雑則

(除籍者の単位の取扱い)

第14条 授業料等の未納により除籍された者については、当該未納に係る学期の履修科目の単位は認めないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学則第50条の2第2項により復籍を許可された学生については、当該学期の履修科目の単位を認めるものとする。

(事務)

第15条 この規程に関わる事務は、武蔵ヶ丘キャンパス事務部教務課が行う。

(改廃)

第16条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。